届出年月日 令和 7年 2月 14日 都道府県労働局長 殿 (ふりがな) 医療法人心泉会 一般事業主の氏名又は名称 (ふりがな) 理事長 上條賢介 EII (法人の場合)代表者の氏名 主たる事業 所 〒399-0037 長野県松本市村井町西 2-16-1 電 話 番 号 0263-57-3800 一般事業主行動計画を (策定・変更) したので、次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項又 は第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。 人(うち有期契約労働者 172人) 1. 常時雇用する労働者の数 349 107 男性労働者の数 し女性労働者の数 242 平成 · (令和 ) 7年 2月 1日 2. 一般事業主行動計画を (策定・変更) した日 3. 変更した場合の変更内容 ① 一般事業主行動計画の計画期間 目標又は次世代育成支援対策の内容(既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行 動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。) その他 4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成(令和) 7年 4月 1日 ~ 平成(令和) 12年3月 31日 5. 規定整備の状況 ((有)・無) ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有) 無) 平成(令和)7年 4月 1日 6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法 ① インターネットの利用(両立支援のひろば 自社のホームページ・その他 ) ) その他の公表方法 8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法 ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け (2) 書面の交付 電子メールの送信 (3) その他の周知方法 (4) ) ( 9. 次世代育成支援対策の内容 (第二面・第三面に記載すること) 10. 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定(トライくるみん認定・くるみん認定)の (有・無(未定)) 申請をする予定 11. 次世代育成支援対策推進法第 15 条の2に基づく特例認定 (プラチナくるみん認定) の (有・無・未定) 申請をする予定 事務部 一般事業主行動計画の担当部局名

(ふりがな)

担当者の氏名 澤口 泰隆

さわぐち やすたか

一般事業主行動計画策定・変更届

付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施

出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

、育 児 ・ 介 護 休 業 法 に 基 づく 育 児 休 業 等 、 雇 用 保 険 法 に 基 づく 育 児 休 業 給 付 、 労 働 基

不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施

準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

,			
		その	(概要を記載すること)
		他	
	(2) 働き方の見直しに資する多様	(7)	時間外・休日労働の削減のための措置の実施
		イ	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
		ウ	短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着
		H	テレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入
		才	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
		その他	(概要を記載すること)
	2	(1)	託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街 の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供
する	月 1 以外	(2)	地域において子どもの健全な育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加 を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
ij	すの次	(3)	子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ど も参観日」の実施
	世 代 育	(4)	労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内 において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施
	:成支採	(5)	若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進
	関けらぼ頁 1以外の次世代育成支援対策に 1	その他	(概要を記載すること)

## (記載要領)

- 1.「届出年月日」欄は、都道府県労働局長に「一般事業主行動計画策定・変更届」(以下「届出書」という。)を提出する年月日を記載すること。
- 2. 「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、主たる事業、住所及び電話番号を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。
- 3. 「一般事業主行動計画を(策定・変更)」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 4. 「1. 常時雇用する労働者の数」欄は届出書を提出する日又は提出する目前の1か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数、うち有期契約労働者の数及び男女別労働者の数を記載すること。
- 5. 「2. 一般事業主行動計画を(策定・変更)した日」欄は、該当する文字を〇で囲むとともに、策定又は変更した日を記載すること。
- 6. 「3. 変更した場合の変更内容」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 7. 「4. 一般事業主行動計画の計画期間」欄は、策定した一般事業主行動計画の計画期間の初日及び末日の年月日を記載すること。
- 8. 「5. 規定整備の状況」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 9. 「6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日」欄は、策定した一般事業 主行動計画を「両立支援のひろば」等に公表した年月日又は公表を予定している年月日を記 載すること。
- 10. 「7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、 ①を○で囲んだ場合は、括弧内の具体的方法を○で囲むか、記載すること。②を○で囲んだ 場合は、①以外の公表の方法を記載すること。なお、当該欄については、公表が義務である 事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、公表を行 っている場合に記載すること。
- 11. 「8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、①を○で囲んだ場合は、①から③以外の周知の方法を記載すること。なお、当該欄については、周知が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、周知を行っている場合に記載すること。
- 12. 「9. 次世代育成支援対策の内容」欄は、一般事業主行動計画の内容として定めた事項について、行動計画策定指針(平成 26 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号)において一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましいとされている事項を定めた場合は、その記号(1 の(1)のアからセ、1 の(2)のアからオ又は 2 の(1)から(5))を〇で囲み、その他の項目を定めた場合は 1 の(1)の「その他」、1 の(2)の「その他」又は 2 の「その他」にその概要を記載すること。変更届の場合は、変更後の一般事業主行動計画の内容として定められている項目の全てについて〇で囲み、又は記載すること。
- 13. 「10. 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定(トライくるみん認定・くるみん 認定)の申請をする予定」欄は、該当する文字を〇で囲むこと。
- 14. 「11. 次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 に基づく特例認定(プラチナくるみん認定)の申請をする予定」欄は、該当する文字を〇で囲むこと。

## 医療法人心泉会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和7年4月1日 ~ 令和12年3月31日までの5年間
- 2 内容

目標①:職員の育児休業取得率、および職場復帰率を80%以上にする。

目標②: 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険免除など の制度や、託児所の利用案内などの情報提供を行う。

目標③:ノー残業デーを実施する。

目標④:子の看護休暇の取得率を40%以上にする。

目標⑤:男性職員の育児休業の取得実績を1以上にする。

目標⑥:三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の利用者2名以上。

〈対策〉 令和7年4月1日 ~ 下記のすべての対策を実施する。

目標①:事業所内の掲示などで育児休業制度に関する情報提供や広報を行う。 目標②:育休希望者や託児所利用希望者には担当者が随時、情報提供を行う。

目標③:ノー残業デーの呼びかけを行う。

目標④:子の看護休暇の取得制度の周知をする。

目標⑤:男性の育児休業取得の奨励をする。男性の育児休業制度の情報提供を行う。 目標⑥:小学校就業の始期までの育児短時間勤務制度の情報提供と利用相談を行う。